「胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例及び規則（案）」に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果について

募集期間：令和８年 10 月７日（水）～令和８年 11 月５日（木）
提出者数：１人
意 見 数：１件（電子申請システム）

提出されたご意見	胎内市の考え方
１.「説明会及び事前周知措置」の内容についての追記案 事業者は、維持管理計画を作成・公表し、常時安全かつ良好な状態を維持しなければならない。 周辺住民などへの説明会開催・意見聴取・協定締結を義務付け、これが不十分の場合は不許可とする。	本条例案では、事業者に対し、条例第 10 条（事前協議）において、太陽光発電事業の計画に関する事前協議を求めるとともに、維持管理計画書や撤去等費用の確保に関する計画書の提出を求めるなど、太陽光発電設備の設置から、維持管理、事業終了後の撤去等までを見据えた仕組みとし、条例第３条（事業者の責務）において、太陽光発電事業に実施にあたり、常時安全かつ良好な状態を維持することを義務付けております。 なお、維持管理計画書の公表については、市と事前協議を行うことから求めておりません。 また、地域住民等への対応については、条例第 11 条（説明会及び事前周知措置）において、太陽光発電設備の規模に応じて、説明会の開催又は事前周知措置を義務付けるとともに、地域住民等からの質問や意見に対して、誠意をもって対応することを求めております。 一方、地域との協定締結を一律に義務付け、協定が締結できなければ太陽光発電事業を実施できない仕組みとした場合、実質的に地域住民等の同意を事業実施の条件とすることにつながる可能性があり、国においても、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たり、地域住民等への説明や意見への適切な対応を求めている一方で、住民の

	同意そのものを一律に事業実施の要件とはしていません。 住民同意を事業実施の必須条件とすることについては、事業者の財産権や営業の自由等との関係から、法的な問題が生じる可能性があるものと認識しております。 本条例案は、事業者に必要な手続や遵守事項を定めることにより、太陽光発電設備の適正な設置及び管理を図るものであり、市が太陽光発電事業の実施について許可又は不許可を判断する制度とはしておりません。 事前協議や届出等を通じて事業内容を確認するとともに、条例に基づく必要な指導・助言等を行うことで、太陽光発電事業の適正な実施を促していく考えであります。
２．撤去等費用の確保についての追記案 廃止時の解体・撤去・廃棄物処理費用を計画的に積み立てなければならない。 事業者は、毎年度、廃棄等費用の積立状況その他市長が必要と認める事項を報告しなければならない。 企業側撤退時の貯金は市に上納することを義務付ける。	太陽光発電設備の事業終了後における適正な撤去及び廃棄を確実に行うためには、その費用をあらかじめ確保しておくことが重要であると認識しております。 太陽光発電事業終了後の設備の撤去及び廃棄物の処理に要する費用の確保については、条例第 13 条（太陽光発電事業終了後の措置）並びに規則第 13 条（撤去等費用の確保）及び第 14 条（撤去等費用の確保状況の報告）において、撤去等に要する費用を確保することを義務付けるとともに、その確保状況について、毎年度報告を求めることとしております。 一方、撤去費用を市が直接預かる制度については、預託金の管理方法や返還手続、事業者の変更時の取扱いなど、制度設計上の課題があります。 このため、本市では、事業者自らが撤去及び廃棄に必要な費用を確保することを基

	本とし、条例及び規則において、費用の確保とその確保状況の定期的な報告を義務付けることとしておりますので、いただいたご意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
３．「事前協議」についての案 小規模施設の合算規定（近接・同時期の複数事業を合算して対象にする）を設ける。（※抜け道を防げるそうです）	太陽光発電事業が小規模に分割されることにより、本条例案の対象外となることがないよう、適切に対応する必要があると認識しております。 このため、条例第７条（適用の範囲）において、事業者や設置場所、土地所有者、設置時期等の状況から、実質的に一体と認められる複数の太陽光発電事業については、太陽光発電設備の出力を合算して取り扱うこととしております。
４．廃止時の措置としての案 (1)事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 (2)事業者は、事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電施設を解体・撤去し、これに伴い発生する廃棄物を関係法令に従い適正に処理しなければならない。 (3)事業者は、前項の撤去に当たっては、事業区域の原状回復（地形の安定、土砂流出防止、景観への配慮等に必要な措置を含む。）を行わなければならない。 (4)前３項の義務は、事業を承継した者にも及ぶものとする。	太陽光発電事業を終了しようとする場合は、条例第 13 条（太陽光発電事業終了後の措置）において、届出を求めております。 また、同条第２項において、太陽光発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令等に従い、適正に処理することを義務づけております。 なお、太陽光発電設備の撤去後の事業区域の原状回復については、土地の利用状況や造成の有無、土地所有者の意向などが、個々の太陽光発電事業によって異なることから、一律に義務付けることはせず、必要な安全確保等については、関係法令に基づき、適切な対応を求めることが重要と考えております。 太陽光発電事業を承継した場合について

	は、条例第 12 条（届出及び受理通知）において、事業承継届出書の提出を求めており、事業者の地位を承継した者が、維持管理や太陽光発電設備の撤去等に関する義務を引き継ぎ、太陽光発電事業を継続することとしております。 　このため、事業承継者に対しても、太陽光発電事業終了時の届出をはじめ、太陽光発電設備の適正な撤去及び処理、土地の整地その他安全確保に必要な措置を講じることを求めていくこととしております。
５．その他の義務としての案 【定期報告の義務】 　事業者は、毎年度、維持管理の状況及び廃棄等費用の積立（又は保証金の状況）を市長に報告しなければならない。 【承継時の義務引継ぎ】 　事業を承継した者は、前事業者の廃棄等費用に関する義務を引き継ぐものとする。 【未履行時の対応】 　事業者又は承継者が撤去等の義務を履行しない場合、市長は保証金を充当して必要な措置を講ずることができる。	維持管理状況については、事前協議の際に維持管理計画書の提出を求めることとしているほか、条例第 14 条（報告の徴収）において、必要に応じて事業者に対し報告を求めることができる規定を設けております。 　また、条例第 15 条（立入検査）において、市が必要に応じて事業所等への立入検査を行うことができる規定を設けております。 　さらに、条例第 16 条（指導又は助言）において、太陽光発電事業の適正な実施のため、事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができることとしております。 　これらの規定により、一律の定期報告は求めず、必要に応じて、報告徴収や立入検査、指導又は助言を行い、事業者による適正な維持管理を促すこととしております。 　なお、撤去等費用の確保状況の報告については、意見「２．撤去等費用の確保についての追記案」に対する「市の考え方」のとおり、事業者に対して、毎年度の報告を求めることとしております。 　太陽光発電事業を承継する場合については、意見「４．廃止時の措置としての案」に

	対しての「市の考え方」のとおりです。 事業者又は事業承継者が撤去等の義務を履行しない場合に、市が保証金を充当して撤去等を行う仕組みについては、意見「２．撤去等費用の確保についての追記案」に対する「市の考え方」のとおり、事業者に対して、撤去等に要する費用の確保を求めることとしております。 太陽光発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去や廃棄物の適正な処理等が行われない場合には、条例第 17 条（勧告）、第 18 条（命令）及び第 19 条（公表）に定める要件に応じて、勧告、命令及び公表等の措置を講じるとともに、条例第 20 条（国及び県への報告）に基づき、国及び県に報告し、関係機関と連携して対応してまいります。
６．許可の基準を設けて欲しい 【許可の基準案】 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 ⑴事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。 ⑵事業者（法人にあっては、その代表者又は管理責任者）が日本国内に居住し、又は日本国内に主たる事務所を有し、緊急時に速やかに対応できる体制を確保していると認められないとき。 ⑶維持管理及び事業廃止時の撤去等に要する費用を確実に確保する計画がないとき。 ⑷周辺住民等に対する説明が十分に行われていないとき、又は地域との調和を図るための措置が不十分と認められる	太陽光発電事業の実施に必要な資力については、事前協議において、残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等の提出を求め、確認することとしております。 また、事業者の所在地や代表者等については、登記事項証明書により確認するとともに、維持管理計画書に維持管理責任者、保守点検事業者、電気主任技術者（該当する場合）及び緊急時の連絡先等を記載することとしております。 代表者又は管理責任者の国内居住を一律に求めることについては、国内の管理担当者や保守点検事業者等との連携により、適正な管理及び緊急時の対応が可能な場合もあることから、居住地のみをもって判断することは適当ではないと考えております。 なお、維持管理及び撤去等に要する費用の計画については、事前協議において、維持管理計画書及び撤去等費用確保計画書の

とき。 ⑸暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者が関与しているとき。	提出を求め、その内容を確認したうえで手続きを進めることとしております。 周辺住民等への説明については、太陽光発電設備の規模に応じて、説明会の開催又は事前周知措置を求めるほか、実施後には、説明内容や住民等からの意見・質問、それらへの対応状況等を記載した報告書及び関係資料の提出を求めることとしており、事業者の対応状況について確認することとしております。 以上のことから、本条例案は、市長の許可を要する制度ではなく、事前協議及び届出等を通じて、太陽光発電設備の適正な設置及び管理を確保する制度としており、新たに許可の基準を設けることは考えておりませんが、暴力団及び暴力団関係者等の関与を排除するための規定については、現在提出を求めている誓約書の内容に盛り込むことを含め、今後検討してまいります。